復職支援審查委員会要綱

(設置)

第1条 心身の故障等により長期間病気休暇を取得し、又は休職の発令を受けている職員(以下「長期病休者」という。)の円滑な職場復帰及び疾患の再発防止を図るため、職場復帰並びに職場復帰のための訓練(以下「職場復帰訓練」という。)の実施の可否及び職場復帰訓練の内容(以下「職場復帰等」という。)について任命権者に報告するため、復職支援審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は、任命権者からの長期病休者の職場復帰等についての諮問に 対し、審議して報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。
 - (1) 総務部長
 - (2) 医師 2 名
 - (3) 総務部人事課長
 - (4) 教育委員会管理部教育総務課長
 - (5) 総務部職員課保健室班長
 - (6) その他必要と認める者

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名す る委員が、その職務を代理する。

(議事)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となり議事を整理する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (資料の提出等)
- 第6条 委員会において、審査のため必要があると認めるときは、関係部署に 対し必要な資料を提出させ、又は関係者等を委員会に出席させて事情を聴く ことができる。

(結果の報告)

第7条 審議が終了したときは、委員長は遅滞なく当該会議の結果を任命権者 に報告しなければならない。

(事務局等)

第8条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

附則

- この要綱は、平成20年11月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。